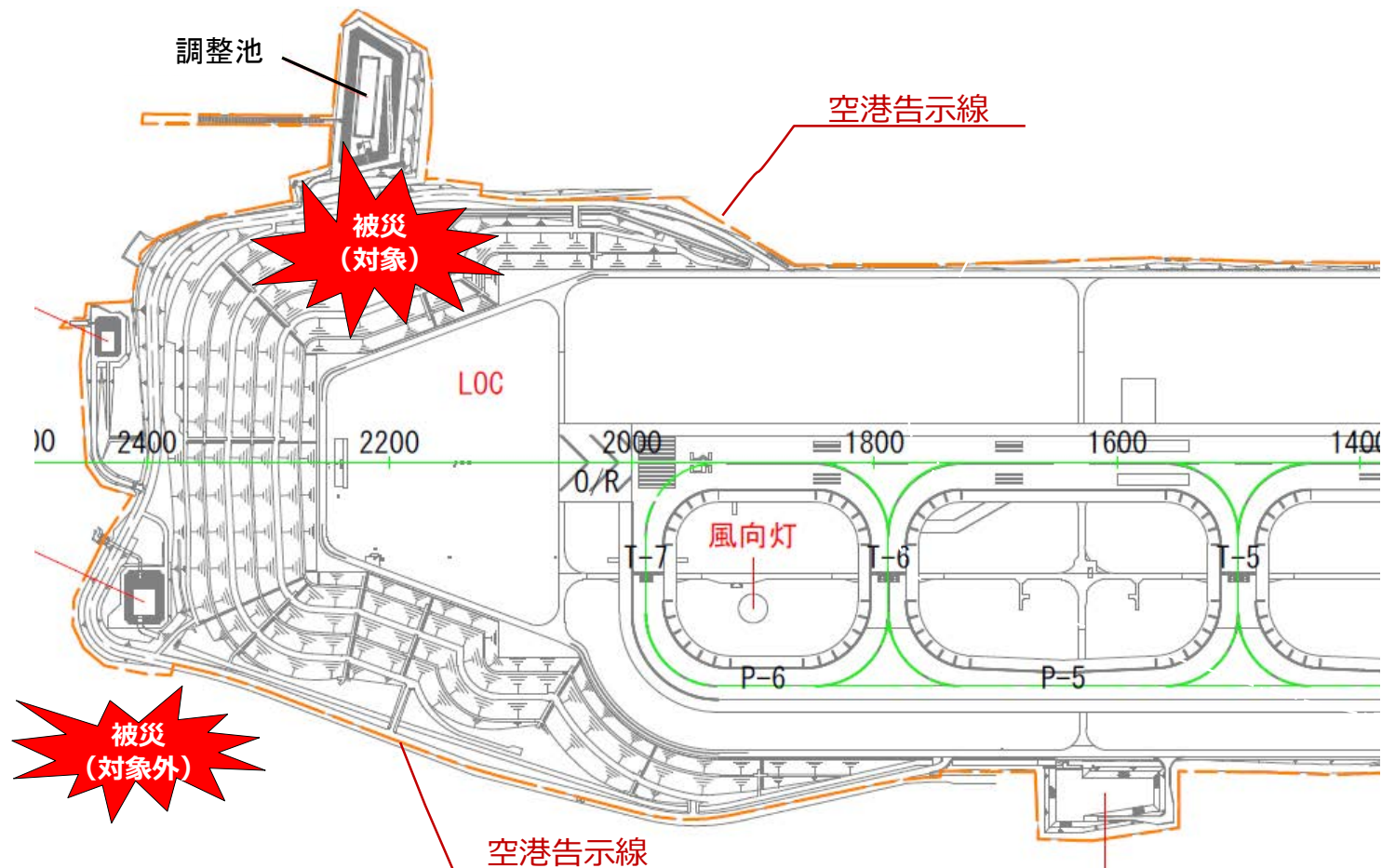


2. 空港施設災害復旧事業の対象施設

補足

- ・ 空港告示範囲内の空港施設が対象



3. 災害復旧工事とは

根拠法令

空港法施行令（昭和31年7月10日政令第232号）

第四条 法第九条第一項の政令で定める災害復旧工事は、災害にかかった施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧させるための施設をすることを含む。）を目的とする工事及び災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とする工事であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 一の施設に関する工事に要する費用が百二十万円に満たないもの
- 二 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの
- 三 維持工事とみるべきもの
- 四 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 五 甚だしく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 六 法第六条第一項若しくは第八条第一項に規定する工事又は同条第四項の規定による国の補助に係る工事の施行中に生じた災害に係るもの

3. 災害復旧工事とは

対象外
【令4条一】

一の施設に関する工事に要する費用が百二十万円に満たないもの

補足

- ・ 空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱（昭和48年7月10日空管第272号の(2)）別表第1に記載の費目（用地造成費、滑走路費、誘導路費、エプロン費、排水施設費、道路駐車場費、橋りょう費、照明施設費、附帯施設費等）毎に一の施設とみなし、その事業費が120万円に満たないものは採択されない。

～MEMO～

各費目における工事区分は、空港整備事業関係補助金等交付事務取扱要領（昭和48年7月10日空管第272号の(7)）の別表第4に記載されている。

- ・ 別表第4（一部抜粋）

用地造成費：土工事、擁壁工事、護岸工事、植生工事、法面保護工事、場内調節池工事、排水工事、場周道路工事、保安道路工事、柵工事、雑工事（ケーブルダクト、空港名標識、吹流し等）等

滑走路費：滑走路工事、オーバーラン工事、ショルダー工事、雑工事（マーキング、ケーブルダクト等）

誘導路費：誘導路工事、ショルダー工事、雑工事（マーキング、ケーブルダクト等）

エプロン費：エプロン工事、ショルダー工事、雑工事（マーキング、タイダウンリング等）

排水施設費：主排水施設（調整池、主排水路、大規模な水門、ポンプ施設等）

道路駐車場費：道路工事、自動車駐車場工事（補助事業の対象として整備した部分に限る。）

橋りょう費：橋梁工事

照明施設費：進入灯工事、滑走路灯工事、誘導路灯工事、エプロン灯工事、電源設備工事、付帯施設工事

その他（付帯工事費、測量設計費、用地費及補償費など）

3. 災害復旧工事とは

補足

- ・一の施設とみなす例

用地造成として一の施設とみなす

